

No. 21

制 度 名	市町村地域生活支援事業	主管課名	障害福祉課 自立支援 G					
		問合せ先	029-301-3363					
目的・趣旨	障害者が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施し、障害者の福祉の増進を図る。							
〔対象団体〕 市町村 〔対象事業〕 ①必須事業（10 事業） 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意志疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業 ②任意事業 訪問入浴サービス、日中における一時的な見守り等日常生活支援、レクリエーション活動等支援等社会参加支援、就業・就労支援等 ③地域生活支援促進事業 障害者虐待防止対策支援事業、成年後見制度普及啓発事業等 〔補助要件等〕 国及び県が定める地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）による 〔対象経費〕 交付要綱中の別表に定める種目ごとの対象経費 〔補助限度額等〕 厚生労働大臣が定める基準によって毎年度算定した額 〔経費負担割合〕								
区 分		国	県	市町村	その他			
①必須事業 ②任意事業 ③地域生活支援促進事業		1/2 以内	1/4 以内	1/4	—			
〔令和 7 年度当初予算額〕 311,659 千円		〔令和 7 年度補助対象団体〕 全市町村						
〔備考〕 国庫補助については直接補助								